

令和7（2025）年度 第1回郡山市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和7年7月14日（月）午後2時00分～

会場：郡山市総合福祉センター3階 研修室2・3

次 第

1 開 会

2 保健福祉部長あいさつ

3 事務局紹介

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしんセンター）の運営状況について

ア 令和6年度包括的支援事業実施状況 資料1－①②③④

イ 令和6年度認知症地域支援推進員活動状況 資料2

ウ 令和6年度地域ケア会議実施状況 資料3－①②③④

エ 令和6年度基幹型地域包括支援センター活動報告 . . 資料4

オ 各地域包括支援センターの地域性について 資料5

(2) その他

6 報告事項

(1) 令和6年度郡山市養護者による高齢者虐待対応状況について . . 資料6

(2) 郡山市湖南地域包括支援センターの運営について 資料7

7 その他

8 閉 会

郡山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

	団体名等	氏名
1	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	野 崎 晶 之
2	郡山市民生児童委員協議会連合会	近 藤 幸 夫
3	郡山市自治会連合会	國 分 晴 朗
4	郡山市社会福祉協議会	柳 内 祐 一
5	郡山医師会	原 寿 夫
6	郡山歯科医師会	渡 部 光 弘
7	郡山薬剤師会	阿 部 崇
8	福島県社会福祉士会	近 内 直 美
9	郡山市介護支援専門員連絡協議会	佐 川 純 子
10	福島県看護協会郡山支部	阿 部 初 江
11	福島県作業療法士会	若 林 由 起 子
12	公募委員	川 前 範 子
13	公募委員	酒 井 泰 彦

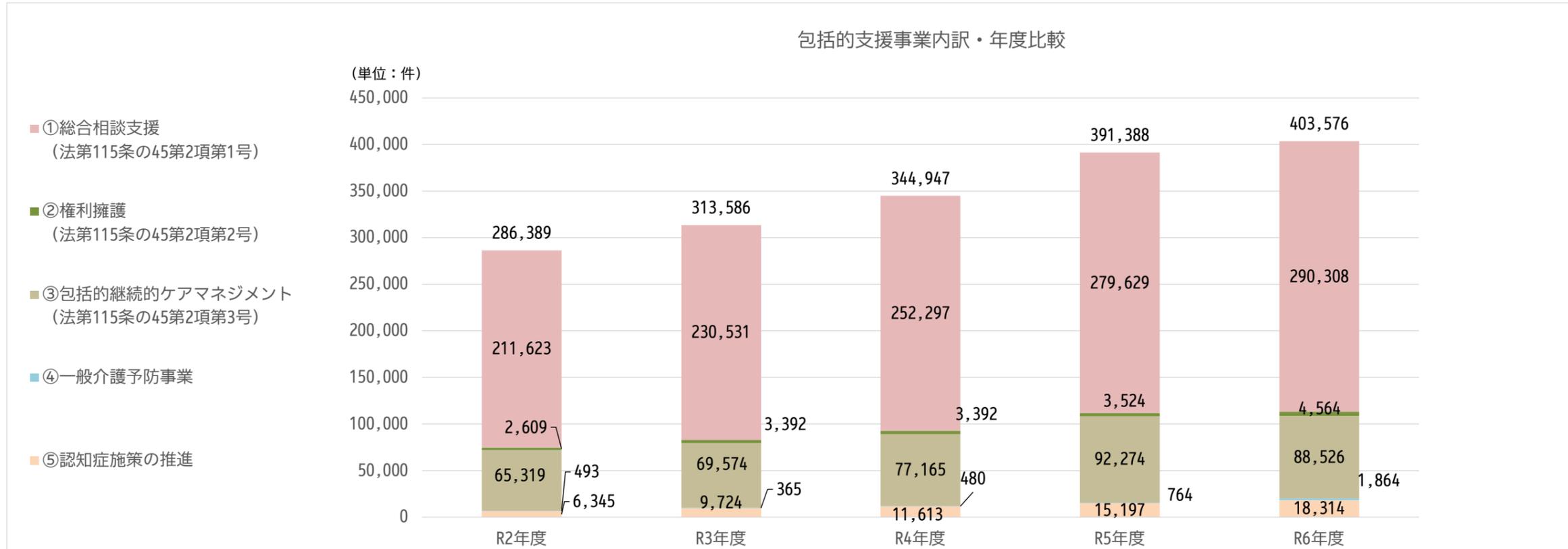
郡山市地域包括支援センター運営協議会 事務局職員

保健福祉部長	門澤 康成
保健福祉部次長	猪狩 明宏

健康長寿課	課長	小松 信一	
介護保険課	課長	家久来 悦子	
地域包括ケア推進課	課長	鈴木 美香	
	課長補佐	円谷 順	
	介護予防マネジメント係	係長	本田 和也
	基幹包括支援係	係長	佐藤 友美
	基幹包括支援係	技査	櫻村 万里奈
	基幹包括支援係	主査	中嶋 宏太
	基幹包括支援係	主事	五十嵐 遥

(1)高齢者あんしんセンターの運営状況について
 ア 令和6年度包括的支援事業実施状況
 【年度別】

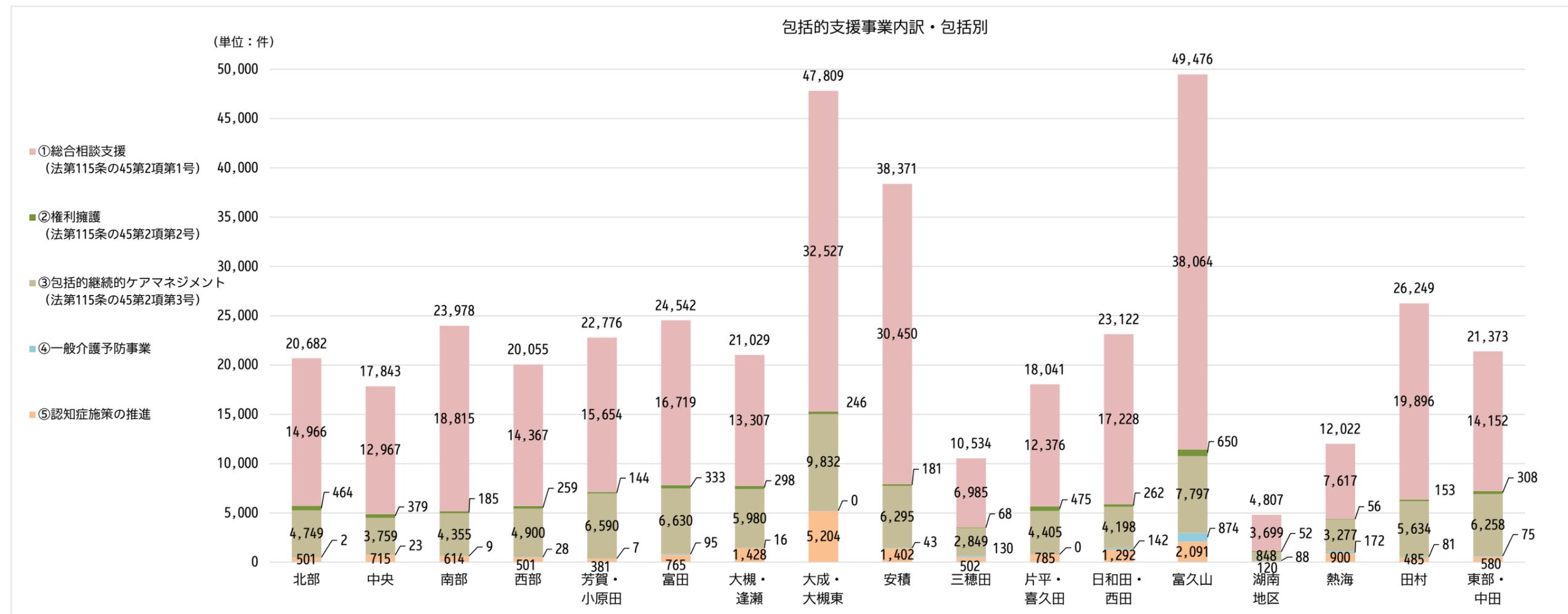
資料1-①



(単位: 件)

包括的支援事業	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
	郡山市民分	避難者分	計												
①総合相談支援 (法第115条の45第2項第1号)	211,549	74	211,623	230,066	465	230,531	251,822	475	252,297	279,132	497	279,629	289,789	519	290,308
総合相談	208,738	71	208,809	225,666	454	226,120	246,407	462	246,869	273,638	494	274,132	285,675	519	286,194
利用手続代行	2,811	3	2,814	4,400	11	4,411	5,415	13	5,428	5,494	3	5,497	4,114	0	4,114
②権利擁護 (法第115条の45第2項第2号)	2,609	0	2,609	3,392	0	3,392	3,373	19	3,392	3,476	48	3,524	4,513	51	4,564
高齢者虐待	887	0	887	1,132	0	1,132	1,401	18	1,419	1,623	43	1,666	2,073	51	2,124
成年後見制度	1,123	0	1,123	1,473	0	1,473	1,529	1	1,530	1,358	1	1,359	1,595	0	1,595
消費者保護	130	0	130	390	0	390	222	0	222	133	0	133	151	0	151
病院・施設等への緊急入所等に関するもの															
その他	469	0	469	397	0	397	221	0	221	362	4	366	694	0	694
③包括的継続的ケアマネジメント (法第115条の45第2項第3号)	65,292	27	65,319	69,360	214	69,574	76,949	216	77,165	92,068	206	92,274	88,356	170	88,526
④一般介護予防事業	481	12	493	342	23	365	479	1	480	763	1	764	1,785	79	1,864
⑤認知症施策の推進	6,338	7	6,345	9,691	33	9,724	11,589	24	11,613	15,160	37	15,197	18,266	48	18,314
認知症高齢者に係る相談・対応・支援	5,233	7	5,240	8,410	27	8,437	10,244	24	10,268	13,884	36	13,920	15,401	48	15,449
認知症初期集中支援チームとの連携	661	0	661	618	1	619	527	0	527	558	1	559	550	0	550
その他認知症施策の推進に関するもの	444	0	444	663	5	668	809	0	809	718	0	718	2,315	0	2,315
計	286,269	120	286,389	312,851	735	313,586	344,212	735	344,947	390,599	789	391,388	402,709	867	403,576

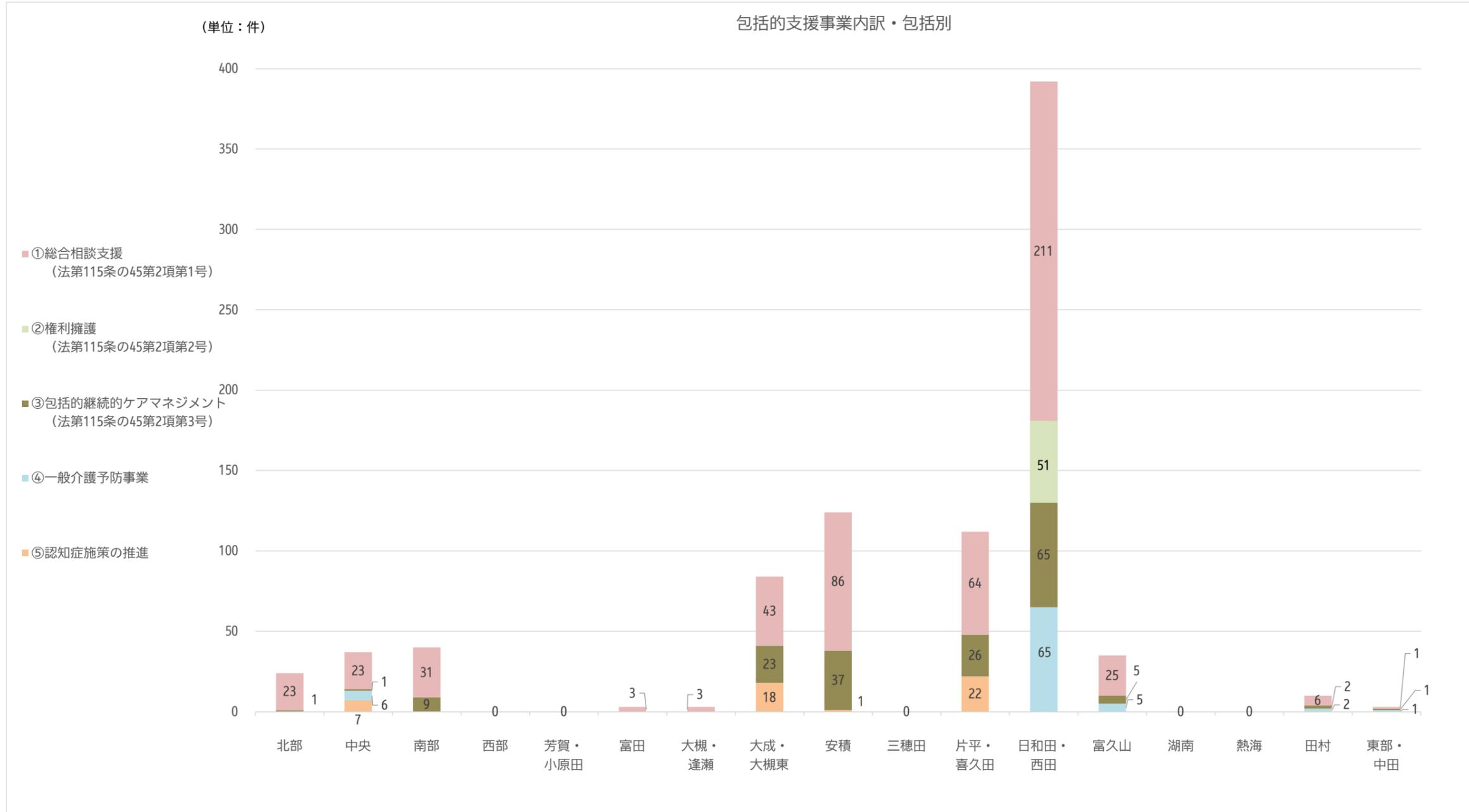
【センター別（郡山市民分）】



(単位：件)

	北部	中央	南部	西部	芳賀・小原田	富田	大槻・逢瀬	大成・大槻東	安積	三穂田	片平・喜久田	日和田・西田	富久山	湖南地区	熱海	田村	東部・中田	計
高齢者人口 (R7.1.1現在)	4,310人	4,619人	6,644人	3,626人	5,575人	9,096人	4,946人	7,148人	9,339人	1,492人	4,684人	4,172人	8,298人	1,575人	2,153人	5,625人	5,400人	88,702人
高齢化率 (R7.1.1現在)	26.5%	27.3%	27.5%	26.7%	25.1%	26.1%	33.1%	27.2%	27.6%	42.0%	26.7%	29.5%	23.2%	57.6%	45.1%	34.3%	37.5%	28.4%
①総合相談支援 (法第115条の45第2項第1号)	14,966	12,967	18,815	14,367	15,654	16,719	13,307	32,527	30,450	6,985	12,376	17,228	38,064	3,699	7,617	19,896	14,152	289,789
総合相談件数	14,853	12,801	18,522	14,217	15,229	16,482	12,992	32,138	30,109	6,945	12,205	17,032	37,517	3,626	7,458	19,669	13,880	285,675
利用手続代行件数	113	166	293	150	425	237	315	389	341	40	171	196	547	73	159	227	272	4,114
②権利擁護 (法第115条の45第2項第2号)	464	379	185	259	144	333	298	246	181	68	475	262	650	52	56	153	308	4,513
成年後見制度	46	125	167	57	38	106	64	52	112	48	373	121	126	15	36	17	92	1,595
高齢者虐待対応・支援	78	241	16	179	81	194	228	194	61	1	82	108	405	26	16	134	29	2,073
消費者保護	1	1	2	14	1	4	3	0	2	19	20	33	49	0	2	0	0	151
その他	339	12	0	9	24	29	3	0	6	0	0	0	70	11	2	2	187	694
③包括的継続的ケアマネジメント (法第115条の45第2項第3号)	4,749	3,759	4,355	4,900	6,590	6,630	5,980	9,832	6,295	2,849	4,405	4,198	7,797	848	3,277	5,634	6,258	88,356
④一般介護予防事業	2	23	9	28	7	95	16	0	43	130	0	142	874	88	172	81	75	1,785
⑤認知症施策の推進	501	715	614	501	381	765	1,428	5,204	1,402	502	785	1,292	2,091	120	900	485	580	18,266
認知症高齢者に係る相談・対応・支援	451	659	496	396	303	695	1,395	5,196	1,353	86	748	878	1,745	89	266	432	213	15,401
認知症初期集中支援チームとの連携	36	52	82	83	41	22	21	5	31	9	32	14	23	10	16	47	26	550
その他認知症施策の推進に関すること	14	4	36	22	37	48	12	3	18	407	5	400	323	21	618	6	341	2,315
計	20,682	17,843	23,978	20,055	22,776	24,542	21,029	47,809	38,371	10,534	18,041	23,122	49,476	4,807	12,022	26,249	21,373	402,709

【センター別（避難者分）】



		北部	中央	南部	西部	芳賀・小原田	富田	大槻・逢瀬	大成・大槻東	安積	三穂田	片平・喜久田	日和田・西田	富久山	湖南	熱海	田村	東部・中田	計
支援対象者数	(実人数)	2	7	2	0	0	2	1	5	4	0	1	3	1	0	0	1	1	30
	(延べ人数)	9	13	18	0	0	3	2	18	44	0	37	79	8	0	0	5	1	237
①総合相談支援 (法第115条の45第2項第1号)		23	23	31	0	0	3	3	43	86	0	64	211	25	0	0	6	1	519
②権利擁護 (法第115条の45第2項第2号)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0	51
③包括的継続的ケアマネジメント (法第115条の45第2項第3号)		1	1	9	0	0	0	0	23	37	0	26	65	5	0	0	2	1	170
④一般介護予防事業		0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	5	0	0	2	1	79
⑤認知症施策の推進		0	7	0	0	0	0	0	18	1	0	22	0	0	0	0	0	0	48
計		24	37	40	0	0	3	3	84	124	0	112	392	35	0	0	10	3	867

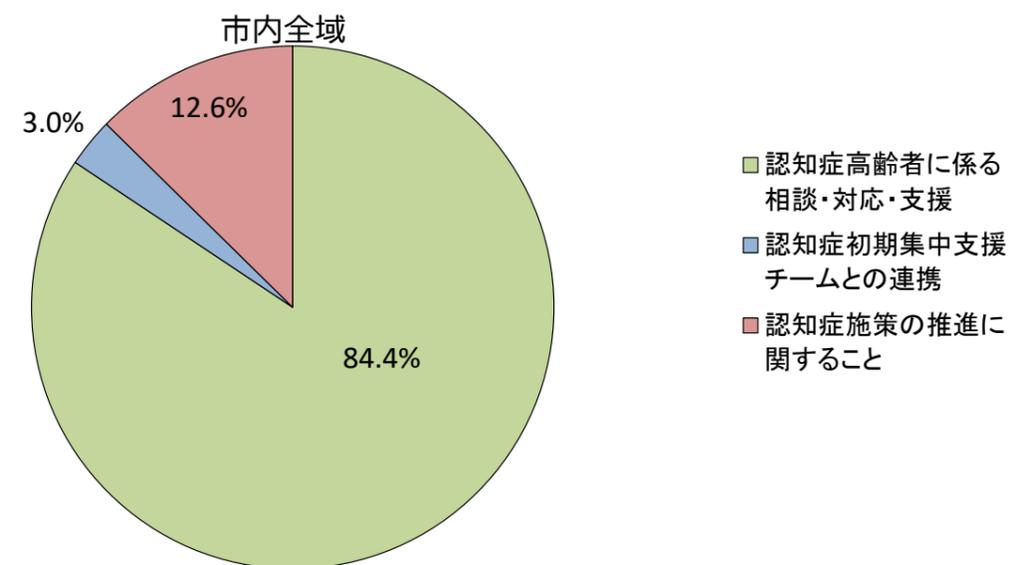
(単位：人)

(単位：件)

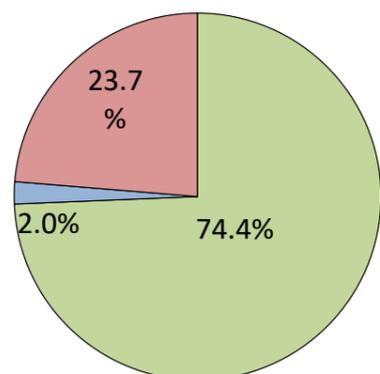
(1)イ 令和6年度認知症地域支援推進員活動状況

(単位：件)

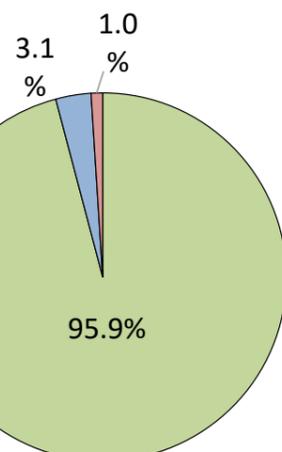
事業活動別割合



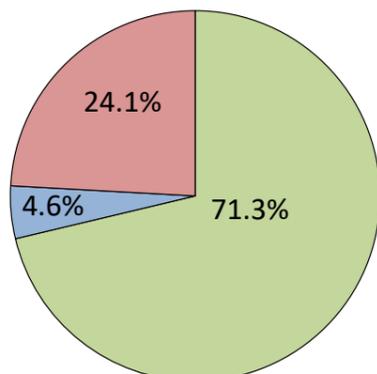
北西部エリア



中央部エリア



南東部エリア

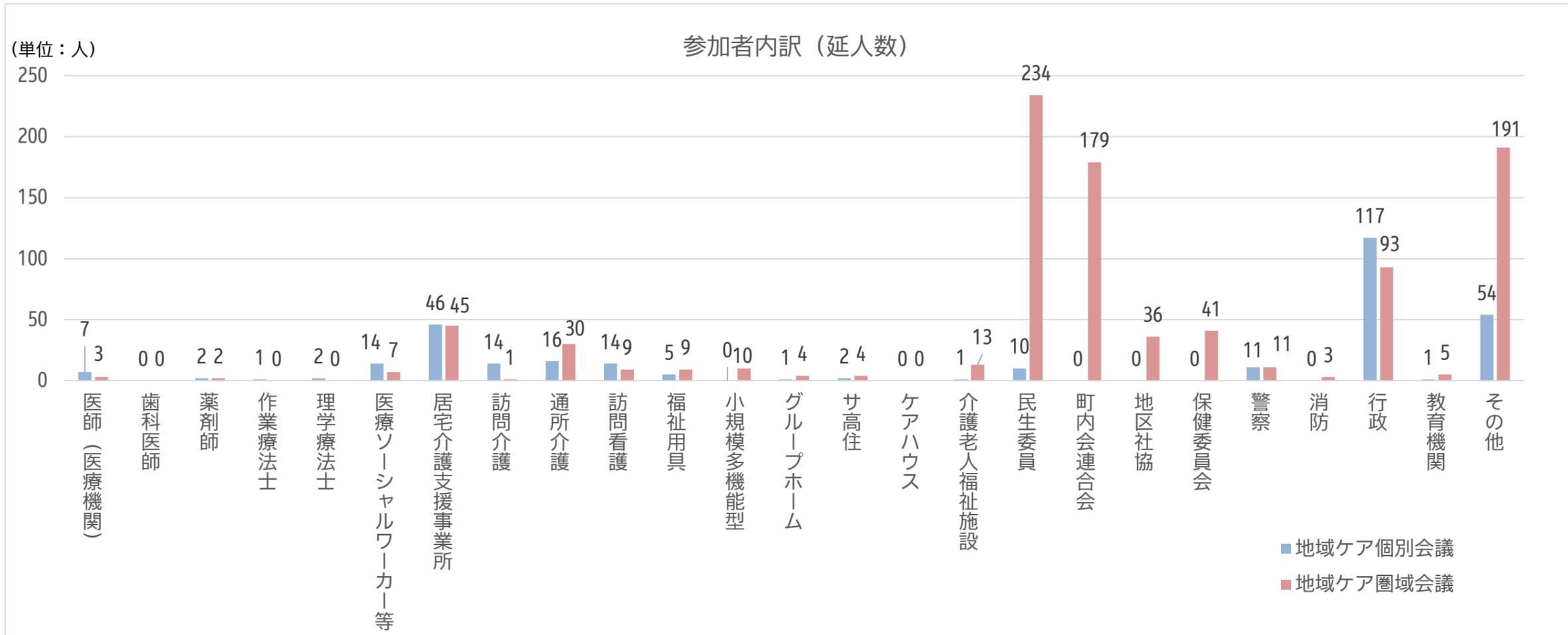
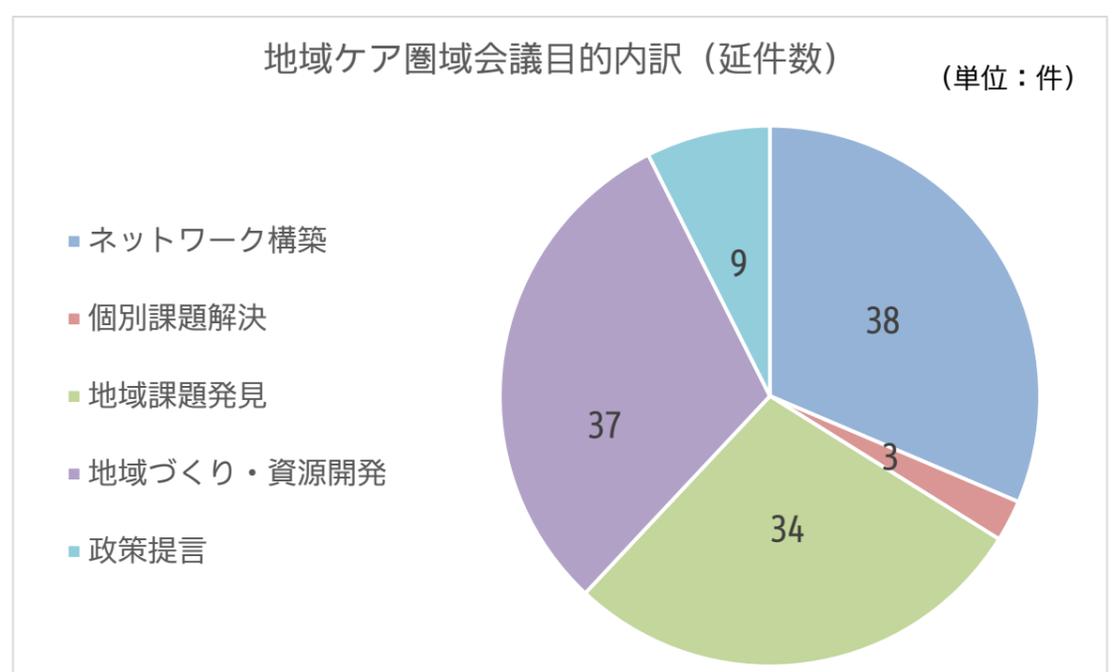
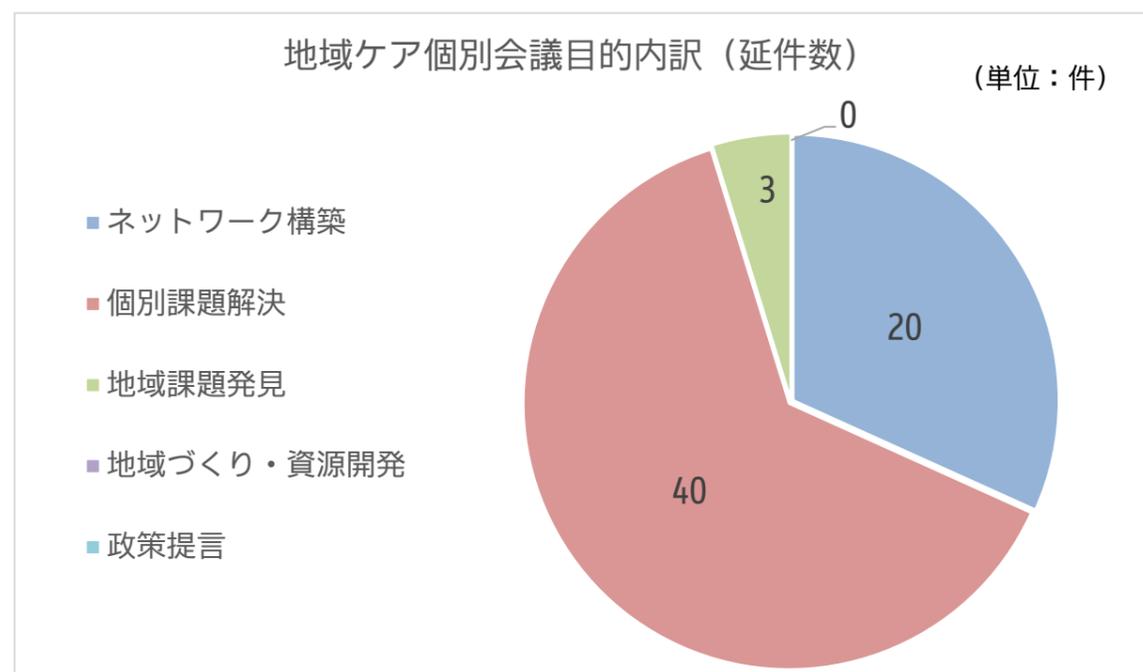


※エリアは認知症初期集中支援チームの担当エリアに準じたもの。

エリア	包括名	認知症地域支援推進員人数	認知症高齢者に係る相談・対応・支援	認知症初期集中支援チームとの連携	認知症施策の推進に関すること	合計
					各周知・啓発活動、各会議・研修会、認知症サポーター関係、認知症カフェ、若年性認知症の支援	
北西部	富田	4	695	22	48	765
	片平・喜久田	3	770	32	5	807
	日和田・西田	3	878	14	400	1,292
	富久山	2	1,745	23	323	2,091
	湖南	1	89	10	21	120
	熱海	2	266	16	618	900
小計		15	4,443	117	1,415	5,975
中央部	北部	5	451	36	14	501
	中央	2	666	52	4	722
	南部	3	496	82	36	614
	西部	2	396	83	22	501
	大槻・逢瀬	3	1,395	21	12	1,428
	大成・大槻東	5	5,214	5	3	5,222
小計		20	8,618	279	91	8,988
南東部	芳賀・小原田	3	303	41	37	381
	安積	4	1,354	31	18	1,403
	三穂田	2	86	9	407	502
	田村	4	432	47	6	485
	東部・中田	3	213	26	341	580
小計		16	2,388	154	809	3,351
合計		51	15,449	550	2,315	18,314

※推進員人数は令和6年度末時点。

(1)ウ 令和6年度地域ケア会議実施状況



令和6年度 地域ケア会議（個別・圏域）の主な協議内容について ※重複あり

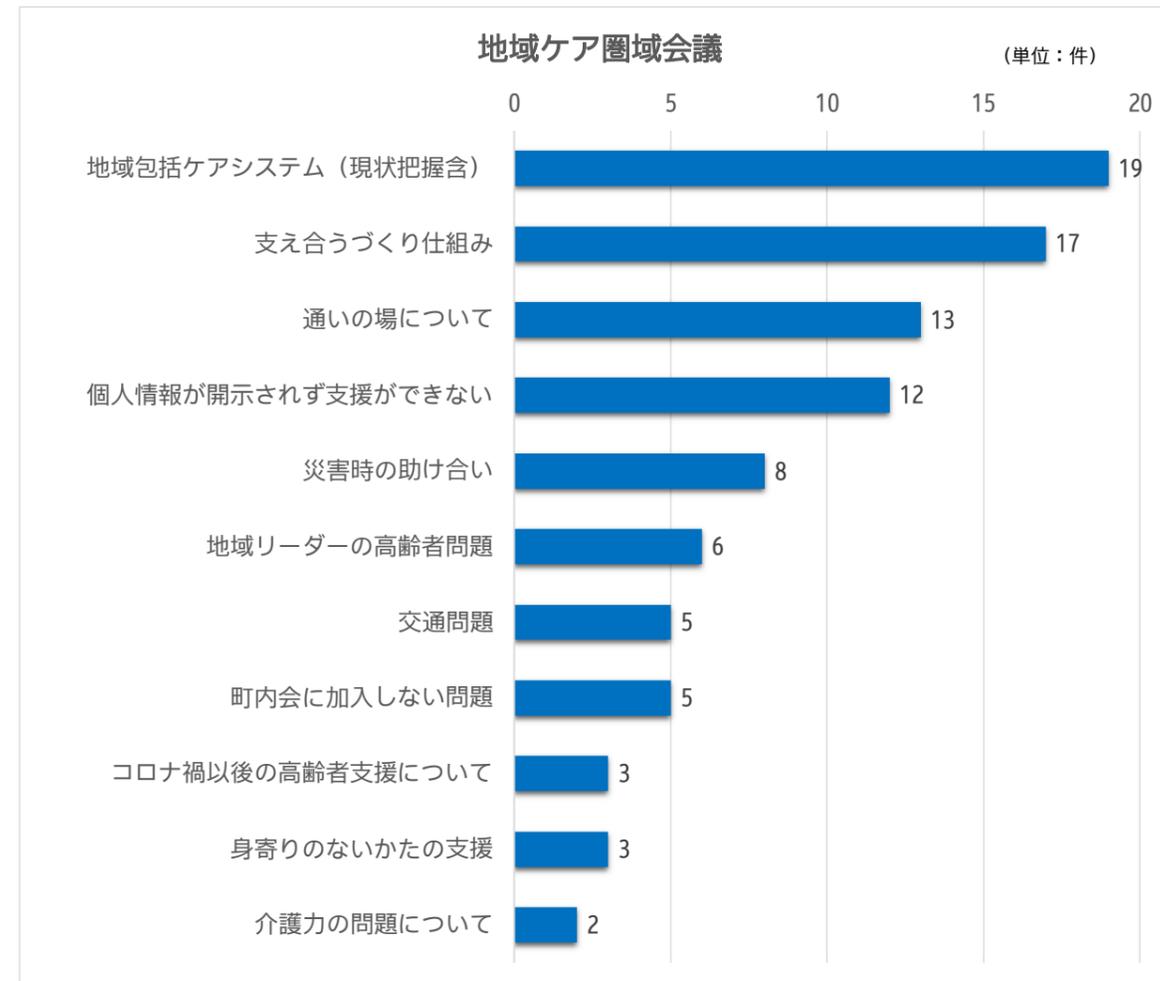
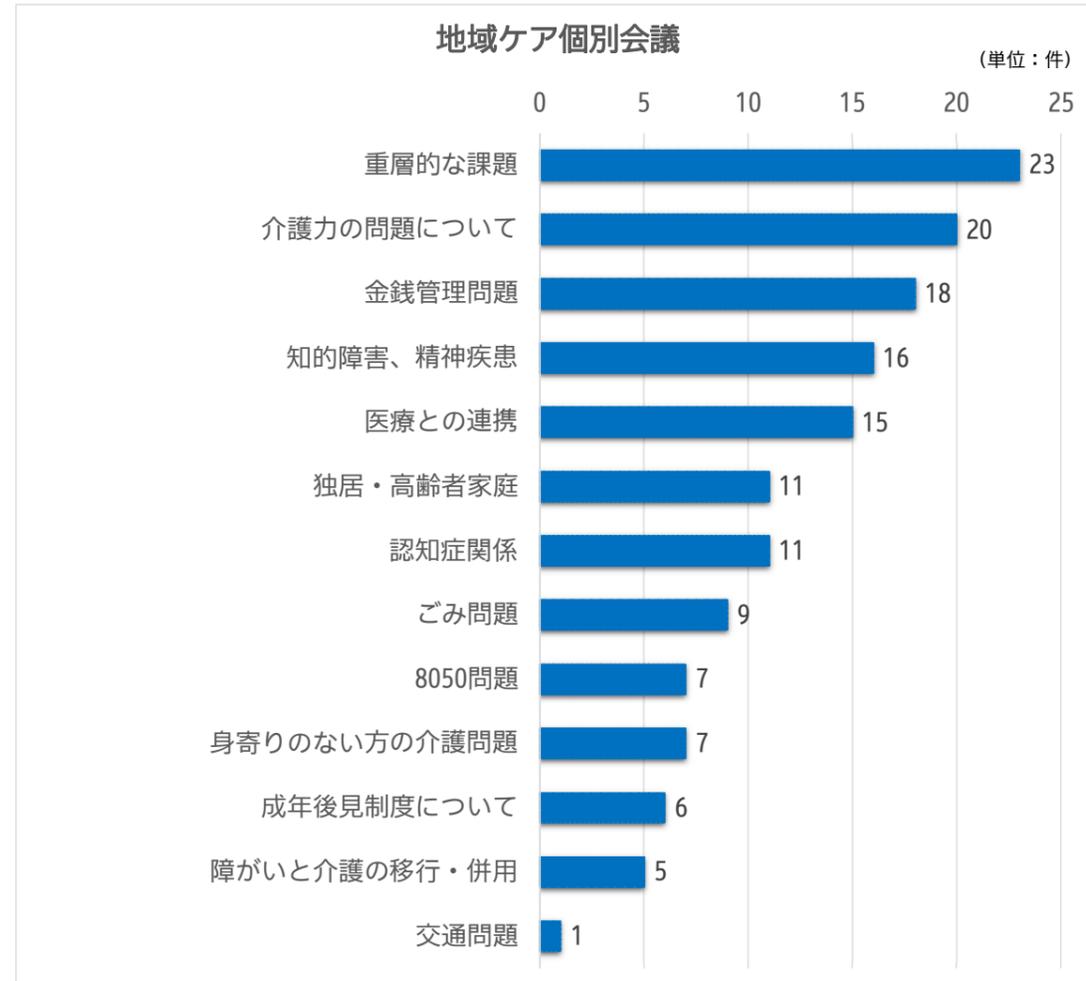
資料3-④

《地域ケア個別会議の役割》

個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行う。

《地域ケア圏域会議の役割》

地域ケア個別会議から把握された地域課題について、資源開発や政策形成等の意見交換を行い、地域ケア推進会議へ、その内容を報告をする。



《令和6年度地域ケア個別会議の傾向》

「精神疾患を抱えた家族が未受診」、「世帯全体での生活困窮」「介護者のダブルケア」など、高齢者を取り巻く重層的な課題に関する内容への開催頻度が非常に増えている。

身寄りがいない高齢者に関する会議の開催も増えている背景も踏まえ、重層的支援体制整備に基づく会議との区別化等、関係機関と連携しながら適切な地域ケア会議の開催を引き続き行っていく必要がある。

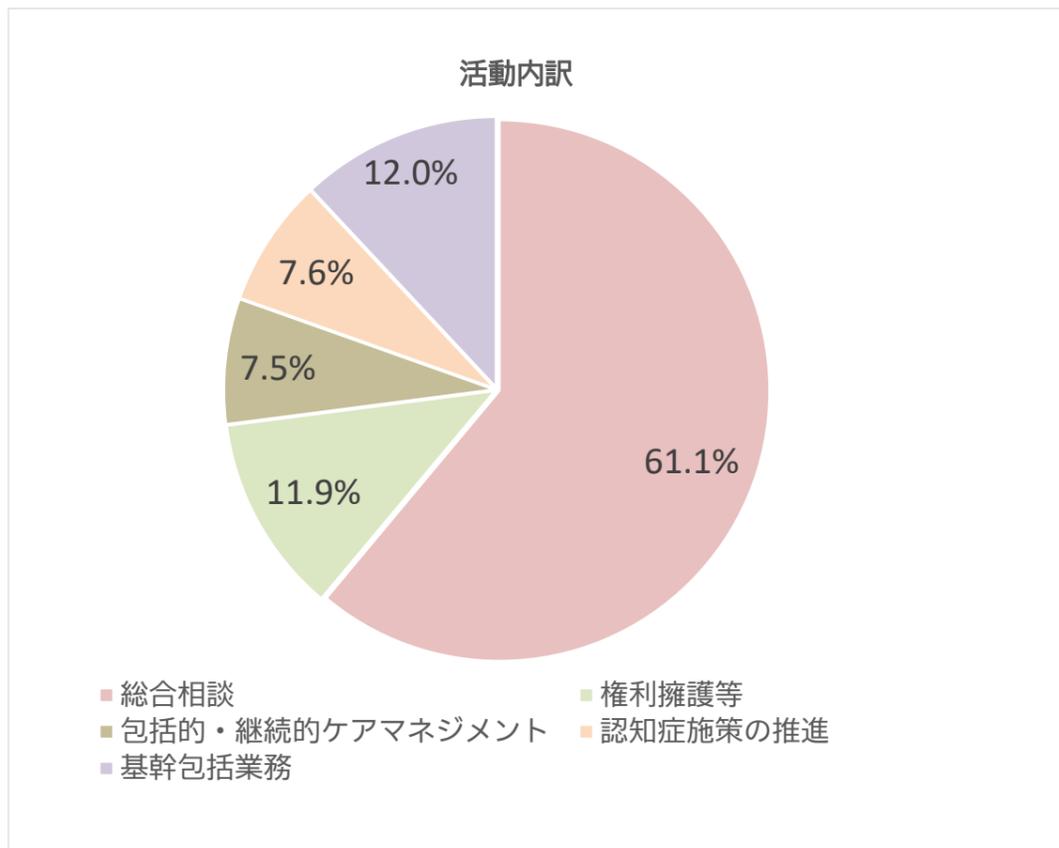
《令和6年度地域ケア圏域会議の傾向》

地域の過疎化や希薄化に伴い、町内会の未加入、それに伴う個人情報の制限が課題として多く挙げられている現状がある。

これまで地域の支え合いの仕組みづくりに尽力してきた地域住民等の高齢化に伴い、支え合いの起点となる「自助」、「共助」の力が不足してくることが十分想定される。適切な市の施策に繋げていくためにも、地域ケア圏域会議の目的を各地域包括支援センターが適切に理解しながら、開催に基づく課題の積み重ねをしていくことが必要となってくる。

(1) エ 令和6年度基幹型地域包括支援センター活動報告

資料4



《事業実施方針》

高齢者あんしんセンターの目的達成に向け、各高齢者あんしんセンター間の連絡調整や助言指導、後方支援等を行うことにより、委託による高齢者あんしんセンターとの一体的な運営を行う。

《主な業務》

- ・高齢者あんしんセンターの連絡調整に関する事
- ・高齢者あんしんセンターの資質の向上に関する事
- ・高齢者あんしんセンターの評価に関する事
- ・地域包括支援センター運営協議会に関する事
- ・高齢者困難事例対応支援に関する事
- ・地域ケア推進会議に関する事
- ・介護予防ケアマネジメントに関する事
- ・地域包括支援センター連絡協議会の運営に関する事

《その他》

- ・地域ケア会議への対応
- ・認知症各種施策への対応
- ・包括連絡協議会関係の研修や会議の調整等
- ・ブロックや委員会、部会ごとの会議等に参加し、連絡調整を含む業務
- ・在宅医療・介護連携事業の推進

(単位：件)

		総合相談・支援業務									権利擁護等				包括的・継続的ケアマネジメント				認知症施策の推進					基幹包括業務					業務総件数	
		介護保険制度に関する事	保健・医療に関する事	生活・福祉に関する事	精神疾患・多問題ケース等に関する事	地区組織への支援	その他の相談	地域型高齢者あんしんセンターに関する事	実態把握	合計	成年後見制度等に関する事	高齢者虐待対応・支援	消費者保護に関する事	その他(左記以外)	合計	関係機関との連携調整	高齢者あんしんセンター間の調整	連絡ケア会議実施に際しての関係機関との連絡	合計	認知症高齢者に係る相談・対応・支援	認知症初期集中支援チームとの連携	行方不明者・身元不明者等への対応	その他認知症施策の推進に関する事	合計	委員会・部会・役員会に関する事	その他の会議に関する事	高齢者あんしんセンターの運営に関する事	その他(左記以外)		合計
基幹型	電話	465	428	699	378	0	101	45	210	2,326	69	299	3	18	389	283	27	37	347	285	6	21	4	316	76	138	44	234	492	3,870
	来所	142	105	147	78	0	7	20	35	534	32	77	1	1	111	32	2	2	36	60	0	0	6	66	0	30	1	35	66	813
	訪問	114	110	109	64	0	1	5	10	413	41	99	0	1	141	26	0	3	29	31	0	2	1	34	7	6	2	19	34	651
	庁内	43	24	64	44	0	14	5	23	217	5	32	0	0	37	9	0	6	15	15	0	4	0	19	7	24	14	47	92	380
	小計	764	667	1,019	564	0	123	75	278	3,490	147	507	4	20	678	350	29	48	427	391	6	27	11	435	90	198	61	335	684	5,714

*保健師3名 主任介護支援専門員1名 社会福祉士2名 計6名の活動

(1) オ 各包括支援センターの地域性について

※人口は令和7年1月1日時点

資料5

郡山北部	人口	16,261人	高齢者人口	4,310人	高齢化率	26.5%	日常生活圏域	1 (北部)	センター職員	5名
<p>地域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市の旧市内、中心部。市役所を含み金融機関・大規模のショッピングセンターも多数あり独居高齢者や高齢者世帯が親族を頼らず自立生活が可能な地域。 ・医療面では急性期対応、有病床の病院が圏域内に3ヶ所。一般診療所11ヶ所多数あるが、市内中心部のため圏域外医療機関への受診、通院も容易。 ・民生委員2地区のうち、桃見台地区は高齢化率が市の平均値より高いが、交流の歴史もあり住民間、特に高齢者同士の互助が構築されている。そのため協議体はいち早く設置できその後も活動が活発である。 ・交通の便はいいが、バス運行路はわかりづらい。自家用車利用かタクシー利用が主となる。受診は各病院のシャトルバスを上手に利用している高齢者もいる。 ・小学校2校、中学校1校。高校1校の他、専門学校もあり生活の中で高齢者と学生が交流する場面もある。(実習場所や町内行事、講座等での交流など) 	<p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションも多く、独居生活が立ち行かなくなるケースでは、地域との関係性の希薄からインフォーマルの資源(互助)の活用ができない。 ・住居の保証人・身元引受人等成年後見問題の対応ケースが近年増えている <p>多数あるが、市内中心部のため圏域外医療機関への受診、通院も容易。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて通える範囲に商業施設があっても歩行困難となるとタクシーのみ利用となり経済面の相談を受ける。地域資源として通いの場の発掘や互助による移動手段がほとんどない。 ・利便性が良いため高齢者だけでなく生活困窮者(生活保護受給者)の若い方(主に50代)、障がい者も多く、地域でのトラブルにより地域包括支援センターが介入する事例が多くなっている。 									
郡山中央	人口	16,908人	高齢者人口	4,619人	高齢化率	27.3%	日常生活圏域	1 (中央)	センター職員	4名
<p>地域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金透、芳山、薫、赤木の民生委員の担当区域4方部。 ・東は東北本線から南は文化通り周囲、西は内環状線周囲、北は逢瀬川を担当地域とした郡山市の中心部、旧市内と呼ばれる地域。 ・駅前の商業やマンションが多い地域から閑静な住宅街が広がる。 ・比較的富裕層が多く住む地域と生活保護世帯が多い地域が混在している。 ・高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の割合が多い。 ・居宅介護支援事業所3ヶ所、その他居宅サービス事業所は13ヶ所。施設サービス事業所5ヶ所、地域密着型サービス事業所11ヶ所。(令和7年3月1日現在) ・病院5ヶ所。一般診療所31ヶ所。歯科医院22ヶ所。(令和6年8月1日現在) 	<p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションが多く、町内会への未加入など地域との関わりが希薄。 ・コロナ後より地域活動の機会が減っている。 ・坂道が多く加齢や身体機能の低下により、買い物や外出が困難になることが多い。 ・支え手側の地域組織の方々も高齢化している ・認知症高齢者が多い。 ・一人暮らしや高齢世帯が多く認知症が進行してからの介入となることが多い。 ・ごみ屋敷、セルフネグレクト的なケースが多い。 									
郡山南部	人口	24,165人	高齢者人口	6,644人	高齢化率	27.5%	日常生活圏域	1 (南部)	センター職員	6名
<p>地域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橘、三中、桜、久留米の4つの地域を担当。介護サービスを利用している地域割合は桜31%、久留米32%、橘20%、三中17%となっている。 ・居宅介護支援事業所2ヶ所、それ以外の居宅サービス事業所14ヶ所、地域密着型サービス事業所9ヶ所 ・病院1ヶ所、一般診療所17ヶ所、歯科医院15ヶ所 ・大規模小売店舗2店舗、コンビニ11店舗、ドラッグストア4店舗 ・市のほぼ中心部に位置し主要道路が多く、交通の利便性はよい。 ・高齢の一人暮らしや高齢の夫婦世帯が多い。 ・マンションやアパートなどが多い。 ・小学校・中学校・高校があり、子供の見守り体制がある。 	<p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が減少し担い手不足が深刻化している。町内会がなくなっている地域もある。 ・公民館のない地域や公民館まで行けない地域の方は交流の機会が少ない。 ・若い世代の方との交流が少ない。 ・近くに買い物をするスーパーがない所もあり、買い物に困っている地域がある。 ・マンション・アパートの方は、地域住民との交流がほとんどない。 ・坂道が多く、移動が大変である。 ・身寄りのない方や家族と疎遠な方が増えている。 ・いきいきサロンの参加者が減ってきている。 									
郡山西部	人口	13,561人	高齢者人口	3,626人	高齢化率	26.7%	日常生活圏域	1 (西部)	センター職員	5名
<p>地域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市の中心に位置し、市役所にも徒歩圏内である。東西、南北にバスが通っており、交通の便は悪くない。地域には開成山公園はじめとし、公園が多くある。 ・中規模のスーパーマーケットやドラッグストアが多い。 ・クリニックが多数あり、総合病院までも遠くない。 ・高齢化が進む一方で、地域によっては新しい家が建つ。 ・単身用のアパートが多く、少子化が進んだ現在では高齢の単身世帯が多く住んでいる。 ・小学校2校、保育所や幼稚園、高校2校、大学がある。 ・介護保険のサービス事業所は地域内に複数あり、充実している方だと言える。 	<p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者や高齢者世帯の割合が多い。身内が近くにいないことも多く、入院や施設入所の際に保証人を誰に(どこに)依頼するかの問題が出てきている。 ・他県出身で就労のために郡山に来た、というような地元出身者ではない方も多い。頼れる身内や知り合いが郡山におらず、地域との接点もないため、支援が必要となっても支援につながりにくい。 ・集まることができる場所が公民館等限られている。 ・オレンジカフェや通いの場に行きたくても行くことができない人もいる。(移動手段の問題。) ・商店や小規模のスーパーマーケットが閉店し、買い物に困っている人がいる。 ・銀行の支店の統合により、地域に支店がなくなり、銀行手続きができなくなっている高齢者がいる。あんしんサポートや後見制度等につなげていく必要がある。 									

(1) オ 各包括支援センターの地域性について

※人口は令和7年1月1日時点

芳賀・小原田	人口	22,206人	高齢者人口	5,575人	高齢化率	25.1%	日常生活圏域	1 (芳賀・小原田)	センター職員	5名
地域の概要	<p>・郡山駅の東側から阿武隈川流域と、南は郡山警察署、五百淵までの地域が対象エリア。 ・ショッピングセンター、スーパー、コンビニ、飲食店、パチンコ店等の商業施設が多い。特に東部幹線を挟んで多くの店舗が並んでいる。 ・教育関連施設は、幼稚園4ヶ所、小学校2校、中学校2校の他、専門学校が6校ある。 ・医療関連施設は、病院、クリニック、歯科医院を合わせ30ヶ所ある。 ・介護関連施設は、サービス付き高齢者向け住宅8ヶ所、グループホーム5ヶ所がある。 ・住宅関連では、新幹線沿線に高層マンションがあるが、一方で空き家となったアパートが散見される。また、過去に水害に見舞われた地域では、住宅地の一部が空き地となって点在している。</p>								地域課題	<p>・阿武隈川が過去に度々氾濫し、それに伴う家屋被害や住民の他地域への流出、商業店舗の閉鎖等があった。現在も、住民は水害の不安を抱えて暮らしており、発災時の単身高齢者、障がい者等の避難が課題となっている。 ・古い賃貸アパートの中には、全く身寄りの無い高齢者や、過去には住民票を移動しないまま居住していた高齢者もあり、現在も町内会、民生委員が入居者を把握出来ていないケースがある。また、そのような世帯の収入は低額な年金収入のみ等、経済的に厳しい世帯が少なくない。 ・日常生活全般に支援を要する高齢者が増加している。一方、例えば金銭管理のサポートに「あんしんサポート」の利用を計画しても、待機者が多いため利用まで時間を要する等、必要なサービスの利用に繋がらず、支援を受けられないまま生活せざるを得ない高齢者がいる。 ・東部幹線等の幹線道路から住宅街に入ると、多くの道路は道幅が狭く、対向車同士すれ違うことが困難な道路が多い。その為火災、自然災害時等に緊急車両の走行に支障をきたすことが想定される。</p>
富田	人口	34,914人	高齢者人口	9,096人	高齢化率	26.1%	日常生活圏域	1 (富田)	センター職員	7名
地域の概要	<p>・高齢者の一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯が増加している。 ・担当地区北側に郡山インターチェンジがあり流通業務施設が多く立地され、平成29年より「郡山富田駅」が公共交通の利用促進や地域の活性化のため設置された。 ・市営住宅（小山田・希望ヶ丘）のため居住環境の相談を受ける事も多い。 ・大規模小売店舗のうち10,000㎡以上はカインズホーム富田店1ヶ所、それ以外は8ヶ所となっている。（R4年6月郡山市商業まちづくり基本構想より） ・病院3ヶ所、診療所21ヶ所、歯科18ヶ所、地域公民館4ヶ所、地区集会所が11ヶ所 ・住宅介護支援事業所5ヶ所、それ以外の居宅サービス事業所27ヶ所 ・施設サービス事業所1ヶ所、地域密着型サービス事業所が14ヶ所</p>								地域課題	<p>・4階建ての市営住宅については低層階への住み替えの検討及び手続きの援助を行う必要がある。 ・市営住宅入居者は経済的にゆとりのない方や身寄りがない又は子供や兄弟がいても協力が得られない等、多問題ケースとなる方が多い。 ・ゴミ収集場所や回収時間によりゴミ捨てに支障がある。 ・地域ケア圏域会議より、通いの場も集団活動が一般的と受け取ってしまう傾向がある。さらにコロナ禍の影響が住民同士の関係性は希薄となっている。認知症になってもこの町で生活し続けるためにはどうすれば良いか。地域の方々が皆で見守りし住民同志の繋がりの中で出来なくなった事を補い、さらにその繋がりを徐々にではあるが広げていくことが今後の地域づくりには必要であり課題である。</p>
大槻・逢瀬	人口	14,965人	高齢者人口	4,946人	高齢化率	33.1%	日常生活圏域	2 (大槻、逢瀬)	センター職員	5名
地域の概要	<p>・逢瀬地区の高齢化率は40.4%と高いが、要介護認定率は18.1%と郡山市の平均よりやや低い。（令和5年10月1日現在） ・住宅介護支援事業所：1ヶ所 ・他の居宅サービス事業所 ヘルパー：3ヶ所、訪看：1ヶ所、デイ：1ヶ所、短期入所：2ヶ所 ・施設（特養）：1ヶ所 ・地域密着型デイ：1ヶ所、認知型デイ：1ヶ所、小多機：3ヶ所、GH：3ヶ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：1ヶ所、地域密着型特養：1ヶ所 ・病院：0ヶ所、一般診療所：6ヶ所、歯科医院：3ヶ所※大槻地区のみ 路線バス（福島交通）は大槻車庫までの運行。路線バス廃止区間（主に逢瀬地区）は乗り合いタクシーが運行中。他、医療機関の送迎バスを利用。</p>								地域課題	<p>・逢瀬町に新たにコンビニがオープンしたが、近くに大型スーパーがなく移動手段のない高齢者は買い物に不便を感じている。移動スーパーや宅配サービスの活用も少ない。 ・総合病院まで距離があり、送迎してくれる家族等がない高齢者にとってはタクシー代が大きな負担となっている。 ・運転免許の有無や送迎協力者の有無がQOLに大きな差をもたらしている地区がある。 ・福祉サービスが行き届かない地区があるが、目立たないため見過ごされがちである。 ・転入された世帯は町内会への加入率が低く、元々の地域住民との交流が少ない。 ・認知症に対する偏見があり、徘徊等の問題行動が見られると地域から排除しよう（施設に入所させないといけない）という考えの方もいる。 ・介護負担が大きくなるまで抱え込んでしまう家族介護者が多い。初期の段階での相談が少なく、認知症が進行してしまい、新規申請し要介護認定となるケースが多い。 ・通いの場の参加者の高齢化やコロナ禍の生活様式の変化の影響で活動を終了した団体もある。会場である集会所や公民館等までの移動手段がなく、参加できない方もいる。</p>
大成・大槻東	人口	26,307人	高齢者人口	7,148人	高齢化率	27.2%	日常生活圏域	1 (大成・大槻東)	センター職員	6名
地域の概要	<p>・郡山市の西側地域にあり、国道4号線（あさかのバイパス）が南北に走り、交通網が発達している地域。40数年前に造成された住宅地が多く、その地域に住む方々の高齢化が進んでいる。 ・スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストアなど商業施設も多くあるが、買い物に便利な地区とそうでない地区の差が大きい。病院やクリニックも多い。 ・介護保険事業所が多く、居宅介護支援事業所、デイサービス、ショートステイなどの施設が多く、利用者のニーズに合わせた施設選びが比較的可能である。</p>								地域課題	<p>・地域のつながりが希薄な地域と関わりが濃密な地域の差があり、希薄な地域については高齢者の異変に気付きにくい。 ・独居や高齢者のみの世帯が多く、かつ家族が遠方で協力体制が確立できない世帯が増えているため、介護保険サービスやその他の福祉サービスの利用希望が急増している。その一方で地域も広く高齢化率も高くなっているが通いの場やオレンジカフェなど当事者が気軽に集える場所、インフォーマルなサービスが少ないと感じている。 ・高齢者と何らかの障害を持つ家族、世帯が多く、世帯全体への支援が必要で、障がいや精神分野、医療機関等の関係機関との連携が不可欠となっている。</p>

(1) オ 各包括支援センターの地域性について

※人口は令和7年1月1日時点

安積		人口	33,828人	高齢者人口	9,339人	高齢化率	27.6%	日常生活圏域	1 (安積)	センター職員	9名
地域の概要	<p>・安積町の中心に国道、県道が走り市街地へのアクセスがよく、道路沿いには店舗も多く便利である。町の中心に笹原川、阿武隈川が流れている。</p> <p>・市街地のベッタタウンとして50年程前に造成された団地が多く、団地全体での高齢化が進んでいる。また、市営、県営住宅が多い。周辺に大学、高校があり学生アパートが多い地区もある。一方で農村地区もある。</p> <p>・介護保険施設、居宅介護支援事業所、デイサービス等も多く、障がい分野の施設もある。医療機関も、精神科、内科、眼科等各医療機関があり、歯科医院も多い。行政センターがあり、自治会長会など安積町としての組織が多く、横のつながりもある。</p>									地域課題	<p>・50年程前に造成された団地が多く、町内全体での高齢化が進み、高齢世帯、独居世帯、特に認知症高齢者の1人暮らしが増加。</p> <p>・アパートの町内会未加入者の増加。地域の活動や老人会等のつながりもなく地区で孤立し、孤独死につながるケースも少なくなっている。</p> <p>・高齢の親と同居する子に課題（無職、障がい等）あり8050問題として関わるケースの、複合的な課題を抱える世帯の増加。</p> <p>・幹線道路沿いにスーパー等があるため、車がないと生活が困難。免許返納の課題もある。</p>
三穂田		人口	3,555人	高齢者人口	1,492人	高齢化率	42.0%	日常生活圏域	1 (三穂田)	センター職員	4名
地域の概要	<p>・田園風景が広がりどか</p> <p>・人口減少が激しい。昨年から107人減少（内高齢者11人、それ以外96人）。高齢化率42.0%（R6.1.1現在 サンステージを含まず）。</p> <p>・居宅介護支援事業所1か所 特別養護老人ホーム1か所（地域密着型通所介護1か所、ショートステイ1か所併設）、グループホーム1か所 小規模多機能居宅介護1か所、地域密着型通所介護1か所 訪問看護ステーション1か所</p> <p>・病院：歯科医院1か所のみ</p> <p>・大規模な田んぼの区画整理が進行中。兼業農家が多く、担い手は高齢者。農業の後継者不足をよく耳にする</p>									地域課題	<p>・現在の商店は小池魚店 国分魚店 コンビニ2か所のみ。</p> <p>・移動販売車が重宝している（国分魚店 とくし丸 大竹商店（食品 雑貨 苗など））</p> <p>・ちいさなお店・かんの商店（酒類）、なきパン、ウブカタ洋菓子店（不定期）、ASOLA BERRY（イチゴ）（不定期）</p> <p>⇒決まったものしか買えないということがあり、「車がないと困る」という人が多い</p> <p>・病院が歯医者のみ。大槻町や安積町に行かないと内科や整形がない</p> <p>・路線バス廃止。乗合タクシーの利用者増えていない。「車がないと生活できない」と免許返納をしない人が多い ⇒足の問題</p> <p>・人口流出⇒高齢化率42% ⇒老々介護 認認介護の増加</p> <p>・重度になってからの相談が多い ⇒要支援者の減少</p> <p>・介護サービスの利用に限界 ⇒訪問介護事業を利用したくても、なかなか事業所が見つからない</p> <p>・一人暮らし高齢者が増えている ⇒孤独死</p>
片平・喜久田		人口	17,548人	高齢者人口	4,684人	高齢化率	26.7%	日常生活圏域	2 (片平、喜久田)	センター職員	5名
地域の概要	<p>・高齢の一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯が増加</p> <p>・若い世帯の増加、商業施設が増えている地区もあるが、農村部と二極化している</p> <p>・居宅介護支援事業所4ヶ所、それ以外の居宅サービス事業所、施設サービス事業所3ヶ所、地域密着型サービス事業所6ヶ所、サ高住2ヶ所、有料老人ホーム1ヶ所、軽費老人ホーム1ヶ所。</p> <p>・病院1ヶ所、診療所4ヶ所、歯科2ヶ所。</p> <p>・鉄道1駅、路線バス1路線（廃線となった路線がある）。路線バス廃止により移動手段が少なくなり、特に住宅地から外れると移動が不便。</p> <p>・大規模小売店舗0件、小規模小売店舗、コンビニエンスストア5ヶ所、郵便局2ヶ所、空き店舗もチラホラ。</p> <p>・郡山IC、郡山ジャンクションが喜久田町地域に設置されており、交通の要所である地域。</p> <p>・片平町、喜久田町ともに農業が盛んな町。</p> <p>・片平町は、奈良時代の宮中女官の伝説、「采女物語」の舞台として知られている。毎年うねめ祭りの前には山ノ井公園にて采女供養祭が開催されており、町民も参加協力している。</p>									地域課題	<p>・高齢世帯と若者世代との交流が少ない。</p> <p>・コロナ禍による影響で近所との交流機会が減っている（特に高齢者）</p> <p>・30～40年前に出来た住宅地では、高齢の独居、夫婦世帯が増加している。子どもも遠方に住んでいる方が多い。</p> <p>・認知症が進行してからの相談が増加している。</p> <p>・障がい（精神、知的）、ゴミ屋敷、多頭飼育といった複合的な課題を抱えた支援が増加</p> <p>・路線バスが廃線となり移動手段が制限されている。</p>
日和田・西田		人口	14,125人	高齢者人口	4,172人	高齢化率	29.5%	日常生活圏域	2 (日和田、西田)	センター職員	6名
地域の概要	<p>日和田：東北本線の駅があり商業、工業で栄えた町である</p> <p>・居宅介護支援事業所2ヶ所、それ以外の居宅サービス事業所4ヶ所、施設サービス事業所1ヶ所、地域密着型サービス事業所2ヶ所</p> <p>・一般クリニック3ヶ所、歯科医院3ヶ所</p> <p>・鉄道1駅、路線バスなし、乗り合いタクシーあり（利用者少ない）</p> <p>・スーパー2ヶ所、商店4ヶ所、コンビニ3ヶ所</p> <p>西田：農業、兼業農家が多い山間部の集落は過疎化が進んでいるが、同居世帯が多い。</p> <p>・三春町、日和田、富久山、本宮の医療機関を利用は様々。グループホーム1ヶ所、地域密着型サービス事業所2ヶ所</p> <p>・一般クリニックなし、歯科医院1ヶ所</p> <p>・路線バスなし、乗り合いタクシーあり（利用数多い）</p> <p>・スーパー1ヶ所、商店2ヶ所、コンビニ2ヶ所</p>									地域課題	<p>日和田：認知症の予防や見守りが必要</p> <p>→「認知症をあたたく見守ることのできる町づくり」</p> <p>西田：高齢の親と精神疾患の子どもへの対応が増えている（日和田共有）</p> <p>・町に医療機関がない。</p> <p>・認知症の予防や見守りが必要</p>

(1) オ 各包括支援センターの地域性について

※人口は令和7年1月1日時点

富久山		人口	35,777人	高齢者人口	8,298人	高齢化率	23.2%	日常生活圏域	1 (富久山)	センター職員	8名		
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数は緩やかに増加傾向、高齢化率は一番低いが人口、世帯数は一番多い現状である。要支援認定の50%弱が80代の高齢者で特に女性の方が多い。高齢者独居または高齢者世帯が増加、2016年で36%を占めており、65歳以上では約60%を占めている。 ・居宅介護支援事業所 8ヶ所、それ以外の居宅サービス事業所 24ヶ所。施設サービス事業所 2ヶ所。地域密着型サービス事業所 10ヶ所 (令和7年4月1日現在)。 ・病院 2ヶ所。一般診療所 29ヶ所。歯科医院 14ヶ所。 ・鉄道 隣接1駅、路線バス 6路線、大規模小売店舗 2店舗、小規模小売店舗 7店舗 ・医療機関や介護施設、介護保険サービス、高齢者住宅等も充実している地域である 								地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題、高齢者と障がい者世帯の支援のため関係機関と連携し早期に支援に繋げる体制が必要である。 ・身寄りのない方や家族と疎遠な方の身元保証、成年後見申し立てに時間が要するため、サービス事業所等も含めた地域での支援体制構築が必要である。 ・認知症の方の地域で見守り体制が希薄な地域であり住民の理解が必要。 ・町内会や地域団体は高齢化による後継者不足があり、移手段、地域と繋がりが無い世帯への支援など、互助による緩やかな関係性構築の可能性を検討していく必要がある。 			

湖南		人口	2,734人	高齢者人口	1,575人	高齢化率	57.6%	日常生活圏域	1 (湖南)	センター職員	3名		
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山市で高齢化率が第一位。 ・標高が高く寒冷地で、冬期間は豪雪となる。 ・居宅介護支援事業所 1ヶ所、それ以外の居宅サービス事業所4ヶ所。 ・施設サービス事業所 1ヶ所、地域密着型サービス事業所 1ヶ所。 ・一般診療所 3ヶ所、歯科医院 2ヶ所。 ・路線バス 3路線あるが、希望ヶ丘・御前までと磐梯熱海駅前までとなっている。 ・小規模小売店舗 12ヶ所。 ・保育所 1ヶ所、小中学校 1ヶ所、高校 1ヶ所。 								地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増加。 ・人口減少が見られる。 ・小規模多機能居宅介護支援事業所がなく、隣町の事業所を利用。送迎の問題がある。 ・買物に支援が必要な方が増えている。 ・交通手段がない方が増えている。 ・子ども等親族が県外在住者が多く、家族との連携が取りづらい。 ・フォーマルなサービスが少なく、サービス利用が困難な状況で老々介護が多い。 ・雪かきが困難な方が増えている。 ・知的障がいや精神障がいの疑いの方の実態が不明。 ・専門の医療機関 (整形外科、皮膚科等) がない。 			

熱海		人口	4,775人	高齢者人口	2,153人	高齢化率	45.1%	日常生活圏域	1 (熱海)	センター職員	3名		
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地域にあって、移住地域が点在。買物や受診等、病院や商業施設への移手段がない。 ・高齢者、独居世帯が半数を占めている。 ・病院は1ヶ所のみ。高齢者が必要とする科がなく遠方のクリニックや医院への受診 が必要。 ・以前に比べ、家族協力や地域見守り体制、高齢化が進み関係性が希薄になってきている。 ・認知症、隠れ精神疾患を抱える方が多い。 ・高齢者のみの問題ではなく家族全体への支援を必要としている方が増えている。その環境から虐待に至るケースも増えており予防が必要。 								地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場やサロン等での地域住民との交流促進 ・交通手段の確保 ・現在営業する店舗への相談、働きかけ 			

田村		人口	16,376人	高齢者人口	5,625人	高齢化率	34.3%	日常生活圏域	1 (田村)	センター職員	6名		
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山市の中心市街地から南東部、国道49号線に沿って位置している。隣接している須賀川市・小野町・平田村の医療機関や介護サービスを利用している方も多い。 ・町の東部は山林が多く自然豊かであるが交通や買い物の不便さがある。町の西部は高校や大学、工業団地、大型小売店等があり利便性は良いが、親戚や地域と関わりがない方が古いアパートに移り住み、支援が必要になっても協力者がいないケースが増えている。 ・[介護] 居宅介護支援事業所：4ヶ所 それ以外のサービス事業所：16か所、施設サービス事業所：2ヶ所、小規模多機能型居宅介護・グループホーム：6か所 ・[医療] 一般診療所：5か所 歯科医院：7か所 ・[交通] 鉄道(水郡線)：2駅 路線バス：3路線(1日3便の路線もある) 								地域課題	<ul style="list-style-type: none"> [介護サービス] 移動距離等の理由で対応できる介護サービス事業所が見つかりにくく、調整が難しい地域がある。 [生活] 生活困窮や協力者不在高齢者の緊急時の対応。家族による解決力の低下。介護保険や生活支援制度の対象外、65歳以下の方の関係機関との連携が必須である。 [介護予防・地域交流] 介護予防の意識や活動に地域差がある。同年代の友達との行き来ができなくなり家族以外の交流がない方が多い。東日本大震災避難者と地域住民の交流。 [認知症] 認知症高齢者の共生への理解が十分でない。認知症サポーターの活動の場が少ない。認知症初期の対応が十分でない。 [交通] 高齢者ドライバーの交通事故予防、運転免許返納。通院のタクシー代が高い。 [自然災害・消費者被害] 以前に河川氾濫や土砂災害等が発生した地区がある。避難の方法や支援の不安。消費者被害の情報収集と注意喚起が必要。 			

郡山市における指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A の委託についてのガイドライン

令和 6 年 4 月 1 日全部改正
令和 年 月 日一部改正

1 基本的な考え方

本ガイドラインは、地域包括支援センターが、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項又は第 115 条の 47 第 5 項に基づき、居宅介護支援事業所に指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント A を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託を認める条件

委託を行うにあたっては、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 委託を受けようとする居宅介護支援事業所に、主任介護支援専門員が在籍していること
- (2) 都道府県が実施する介護予防支援に関する研修等を受講していること
- (3) その他、市が必要と認めた場合

3 事務手続き

指定介護予防支援の委託を行うにあたって、地域包括支援センターは、あらかじめ市長に対し介護保険法施行規則第 140 条の 35 第 4 項に基づく様式により、次に掲げる事項を届け出る。届出内容に変更が生じた場合も同様とする。

また、介護予防ケアマネジメント A に係る委託の届出は、指定介護予防支援の様式に含め、一括して届け出る。

- (1) 地域包括支援センターの介護保険事業所番号・届出種別・名称・所在地・連絡先
- (2) 委託先事業所の介護保険事業所番号・名称・所在地・連絡先
- (3) 委託する指定介護予防支援の内容
- (4) 指定介護予防支援の一部を委託する期間

4 その他

このガイドラインに定めのない事項又はこのガイドラインに定める事項に疑義が生じた場合は、郡山市地域包括支援センター運営協議会において協議の上定める。

また、本ガイドラインは基本的な指針を示すものであり、詳細や具体的な手順については「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A 業務一部委託マニュアル」に規定する。

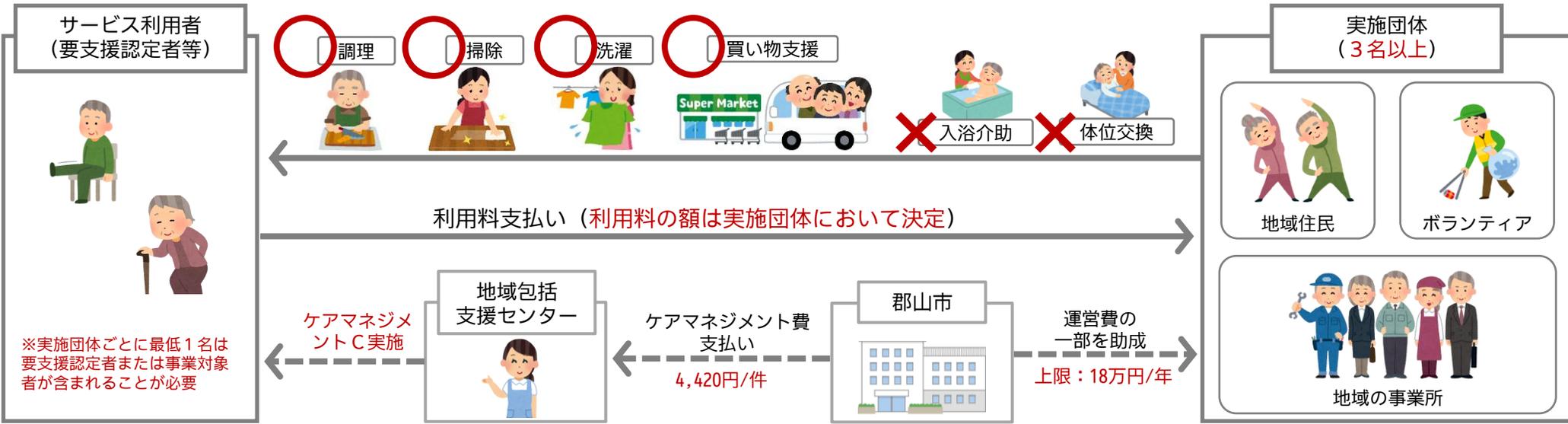
「郡山市における指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託についてのガイドライン」の改正について

1 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス分類

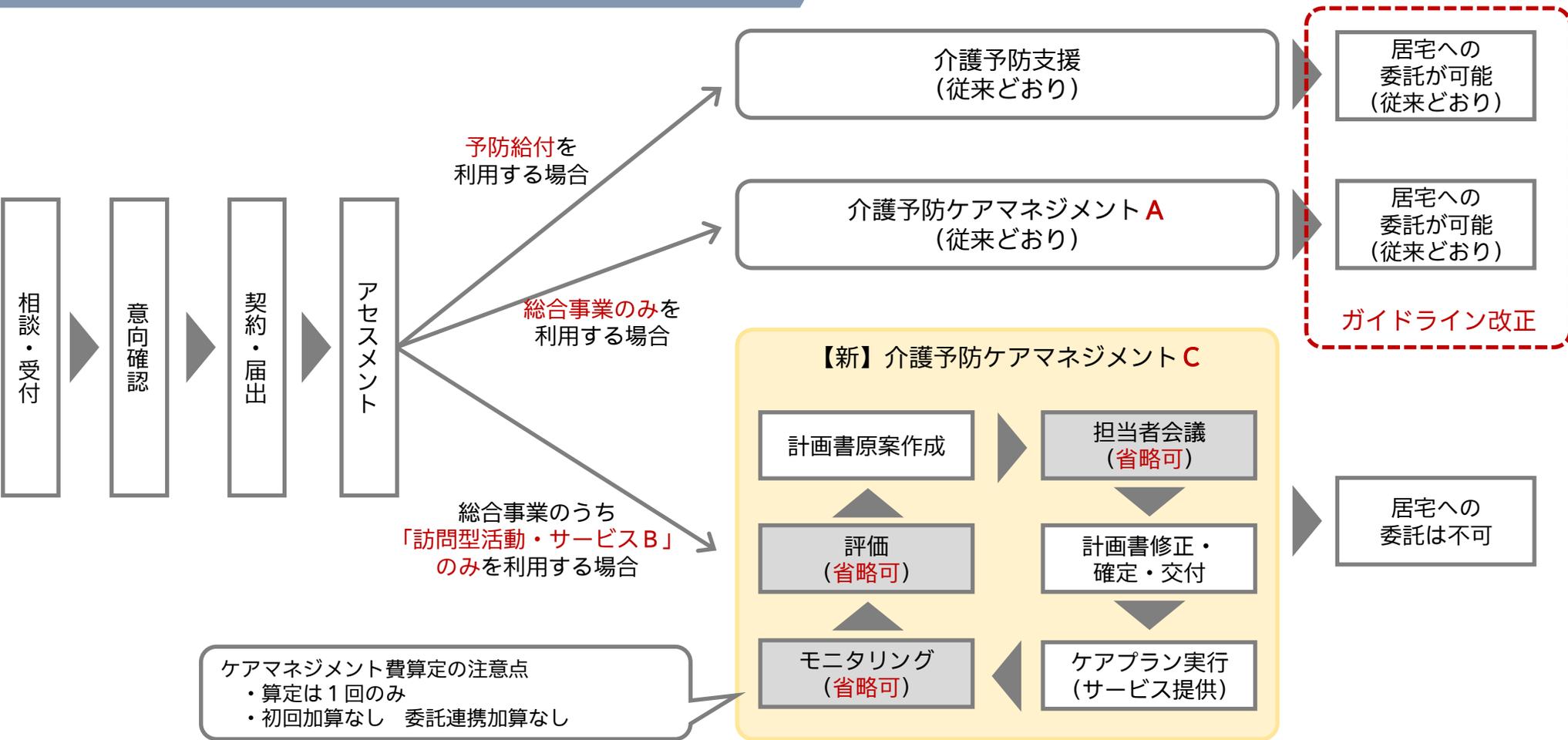
	従前相当サービス		サービス・活動A		サービス・活動B		サービス・活動C		サービス・活動D	
	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所
実施主体	介護サービス事業者等		介護サービス事業者等		多様な主体		保健医療の専門団体		多様な主体	—
サービス提供者	訪問介護員 (有資格者)	通所介護事業者の従業者 (有資格者)	主に訪問介護員 (無資格者も可)	主に通所介護事業者の従業者 (無資格者も可)	地域住民・ボランティア等	地域住民・ボランティア等	保健師・リハ職等	保健師・リハ職等	地域住民・ボランティア等	—
主な対象者	要支援認定者・事業対象者		要支援認定者・事業対象者		要支援認定者・事業対象者等		要支援認定者・事業対象者		要支援認定者・事業対象者等	—
実施基準	国が定める		市町村が定める							
サービス内容	旧介護予防サービスと同様		見守り援助 掃除買い物 移動支援	運動 生涯学習 社会参加 入浴食事	見守り援助 掃除 調理 買い物付添い	運動 生涯学習 社会参加 入浴食事	短期集中的な運動指導や講義		移動支援	—
本市実施状況	○	○	△	○	× → ○	×	△	×	×	—



2 郡山市版「訪問型サービス・活動B」実施イメージ



3 地域包括支援センターの業務フロー（案）

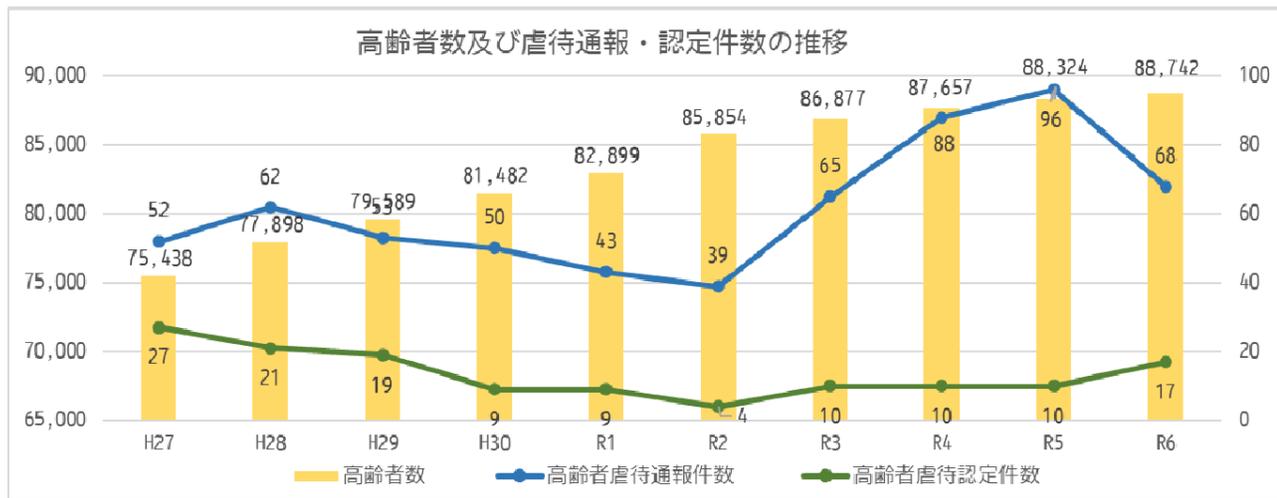


4 (参考) サービスとケアマネジメントの対応表

ケアマネジメントの類型	介護予防支援	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
対象サービス	・予防給付（介護予防サービス）のみ ・予防給付と総合事業	・総合事業のうち従前相当事業のみ ・従前相当事業とサービス・活動 A C	総合事業のうちサービス・活動 A C	総合事業のうちサービス・活動 B D
特徴等			(郡山市では規定なし)	一連のプロセスのうち、担当者会議、モニタリング及び評価を省略可能

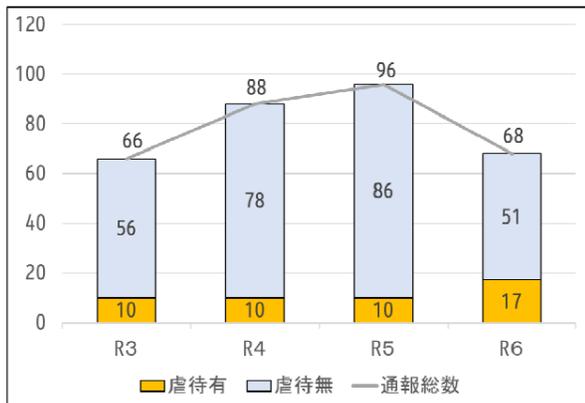
令和6年度郡山市養護者による高齢者虐待対応状況について

1 郡山市の高齢者数と虐待通報件数・虐待判断件数の推移



2 令和6年度養護者による高齢者虐待対応の状況について

(1) 通報件数および虐待と判断した件数



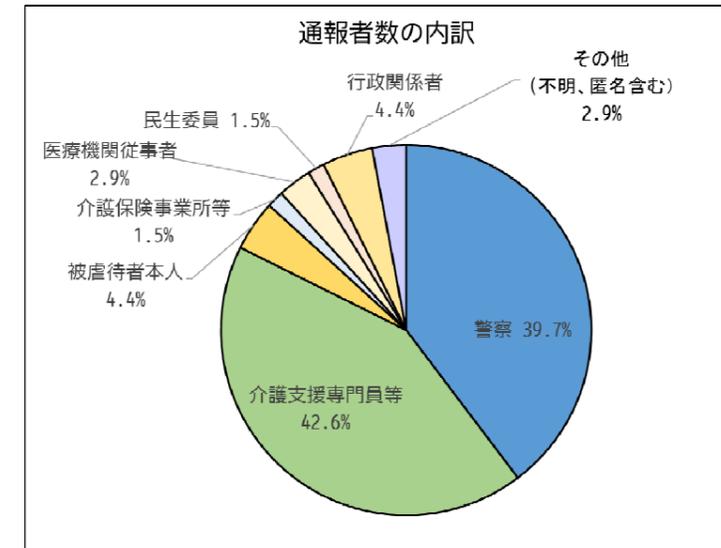
年度	通報件数	虐待と判断した件数	虐待と判断した被虐待者内訳		
			男	女	合計
R3年度	66件	10件	2人	8人	10人
		15.2%	20.0%	80.0%	100%
R4年度	88件	10件	4人	6人	10人
		11.4%	40.0%	60.0%	100%
R5年度	96件	10件	3人	7人	10人
		10.4%	30.0%	70.0%	100%
R6年度	68件	17件	2人	15人	17人
		25.0%	11.8%	88.2%	100%

	郡山市 (R6年度)		福島県 (R5年度)		国 (R5年度)	
	件数 (件)	前年度比 (件)	件数 (件)	前年度比 (件)	件数 (件)	前年度比 (件)
通報・相談件数	68	▲28	542	▲33	40,386	2,095

※本資料における福島県及び国の集計結果は、令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より引用

(2) 通報者数の内訳 (重複あり)

	件数 (延べ)	割合
警察	27	39.7%
介護支援専門員等	29	42.6%
被虐待者本人	3	4.4%
家族・親族	0	0.0%
介護保険事業所等	1	1.5%
近隣住民・知人	0	0.0%
医療機関従事者	2	2.9%
民生委員	1	1.5%
虐待者自身	0	0.0%
行政関係者	3	4.4%
その他 (不明、匿名含む)	2	2.9%
計	68	100.0%



※「介護支援専門員等」には「地域包括支援センター」を含む。

【参考 (令和5年度)】

県：介護支援専門員等 (31.7%)、警察 (31.0%)、家族・親族 (7.8%)
 国：警察 (34.3%)、介護支援専門員等 (24.8%)、家族・親族 (7.5%)

(3) 虐待と判断した事案の種別 (重複あり)

虐待判断件数	虐待種別	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待
	17	件数	11	5	8	0
	割合	64.7%	29.4%	47.1%	0.0%	29.4%

※「割合」は、被虐待者数に対する虐待種別の割合を示したもの

【参考 (令和5年度)】

県：身体的 (58.6%)、心理的 (46.6%)、放棄・放任 (32.3%)、性的 (0.8%)、経済的 (24.8%)
 国：身体的 (65.1%)、心理的 (38.3%)、放棄・放任 (19.4%)、性的 (0.4%)、経済的 (15.9%)

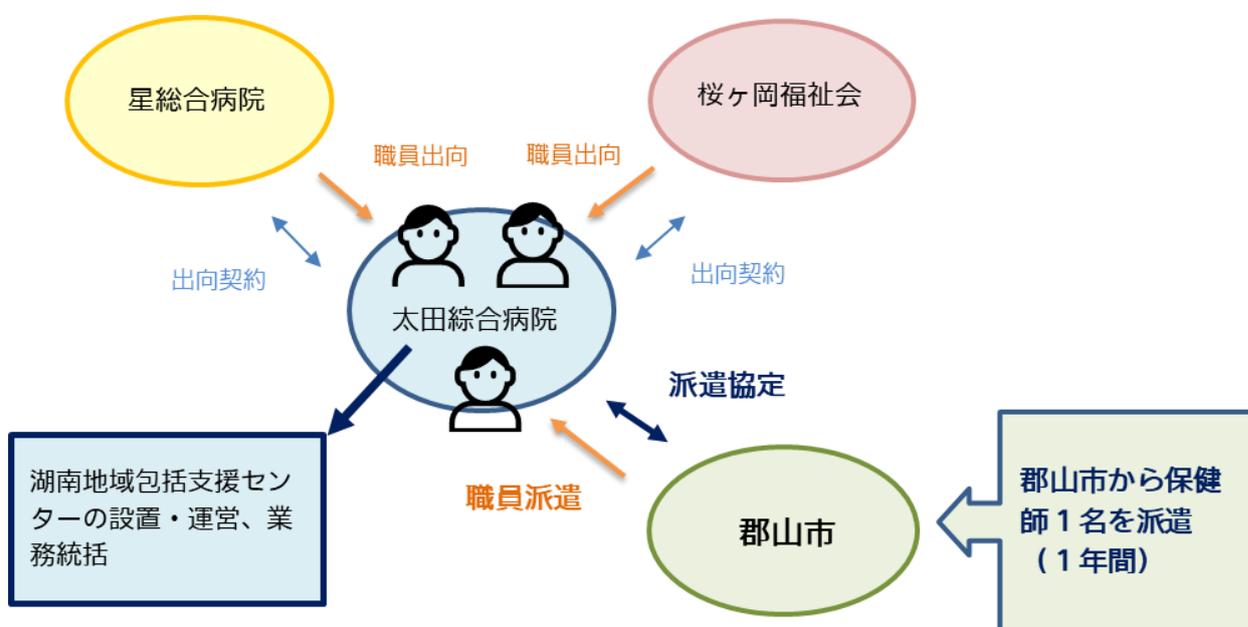
【根拠法令等】

介護保険法、介護保険法施行規則、郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、郡山市地域包括支援センター運営協議会設置規則

1 運営体制

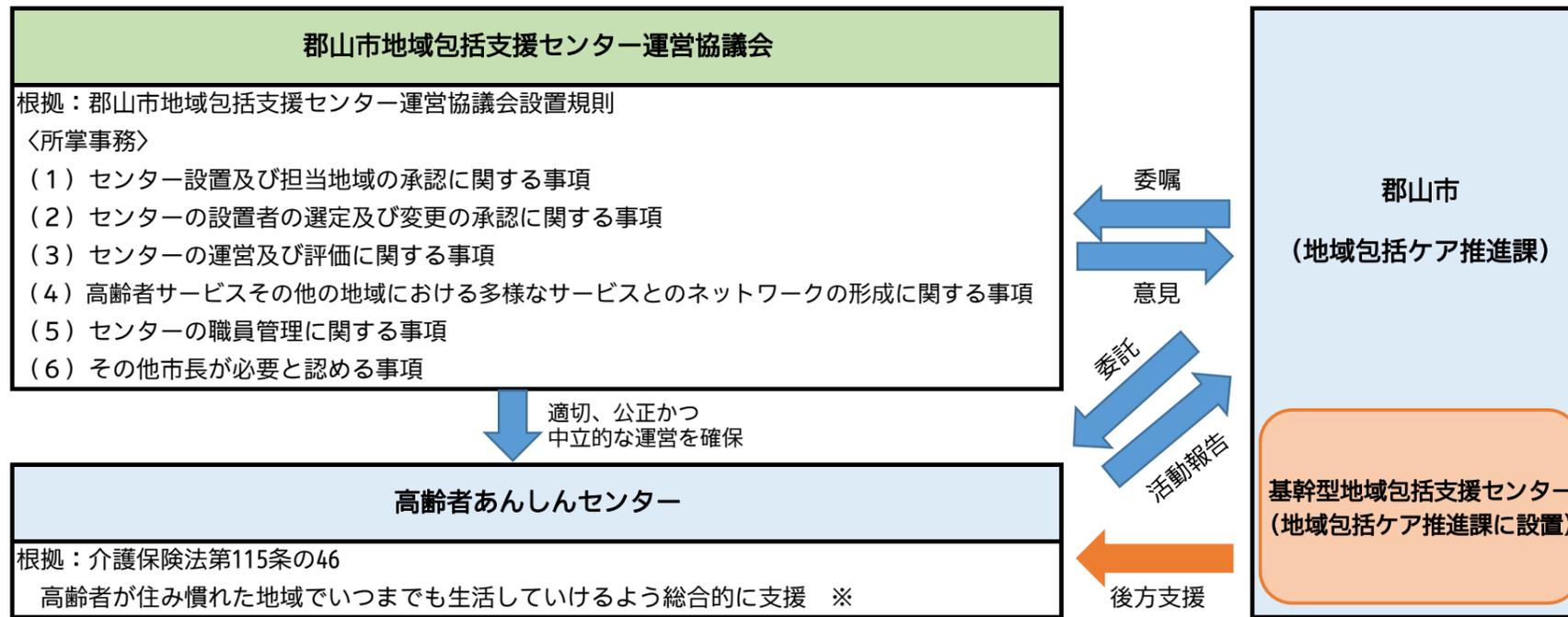
- 湖南地区に2025年4月1日付で地域包括支援センターを設置。
- 一般財団法人太田総合病院を受託者とし、郡山市 1 名、公益財団法人星総合病院 1 名、社会福祉法人桜ヶ岡福祉会 1 名で人員体制を確保。[市職員派遣、法人職員出向]

【湖南地域包括支援センターの運営体制】



R7 人員配置基準			R7配置	
高 齢 者 配 置 に 基 づ く	保健師（等）	常勤 2人	・（公財）星総合病院 …（常勤 1名） ・ 郡山市 …（常勤 1名）	} 保健師
	社会福祉士（等）			
	主任介護支援 専門員（等）			
ケ ア 会 議 ・ 認 知 症 推 進 分	3 職種いずれか	1人	・（社福）桜ヶ岡福祉会 …（常勤 1名）	社会福祉士等

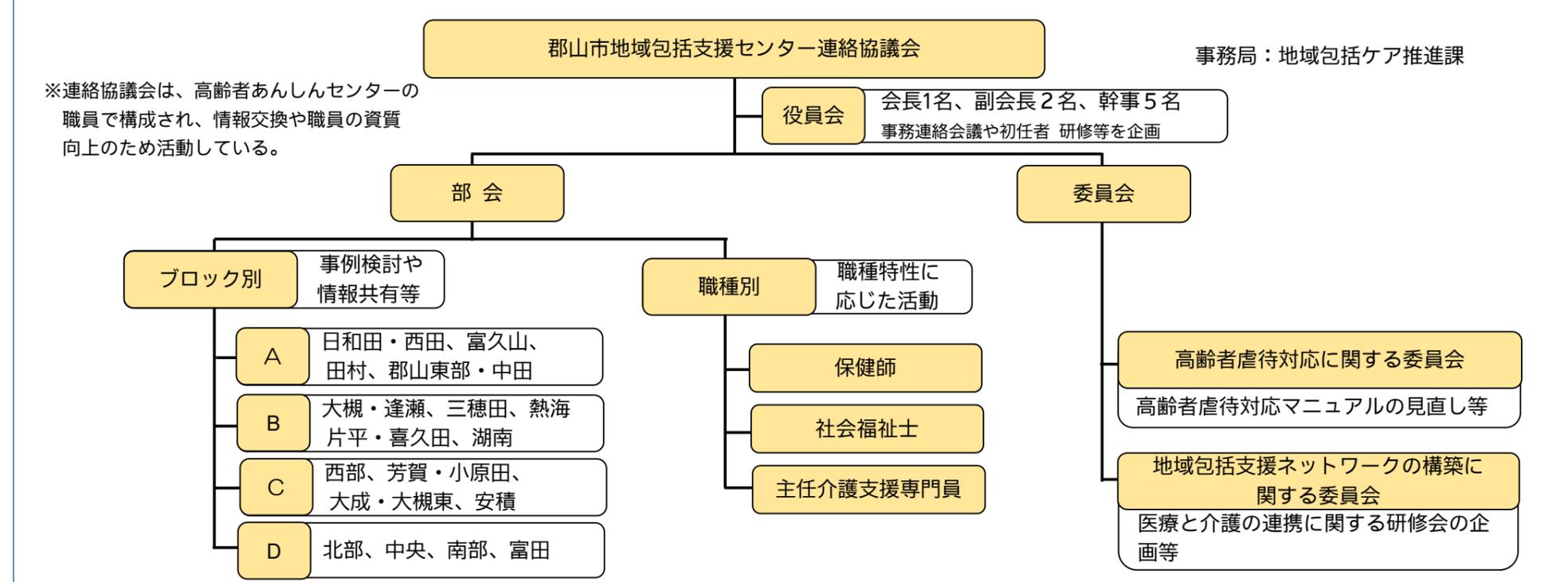
郡山市地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）関係相関図



※事業内容

- (1) 総合相談支援業務 (2) 権利擁護業務 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 一般介護予防事業 (5) 認知症総合支援事業 (6) 第1号介護予防支援事業

<参考：郡山市地域包括支援センター連絡協議会組織図>



令和7年度郡山市地域包括支援センターの職員体制・委託先について

参考資料 2

地域包括支援センター名	高齢者人口	R6職員 配置基準	R7職員配置基準					合計	生活圏域 (民生委員方部)	委託先法人
	R7.1.1		保健師等	社会 福祉士等	主任 ケアマネ	地域ケア会議・認知症 地域支援推進員分	6,000人以上の 配置員数※			
1 郡山北部地域包括支援センター	4,310人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	桃見台・大島	医療法人 やすらぎ会
2 郡山中央地域包括支援センター	4,619人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	金透・薫・赤木・ 芳山	一般財団法人 太田綜合病院
3 郡山南部地域包括支援センター	6,644人	5人	1人	1人	1人	1人	1人	5人	橘・三中・桜・ 久留米	公益財団法人 湯浅報恩会
4 郡山西部地域包括支援センター	3,626人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	開成・桑野の一部	郡山医療生活協同組合
5 芳賀・小原地域包括支援センター	5,575人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	小原田・芳賀	公益財団法人 星綜合病院
6 富田地域包括支援センター	9,096人	8人	1人	1人	1人	1人	4人	8人	富田・希望ヶ丘・ 小山田・桑野の一部	一般社団法人 郡山医師会
7 大槻・逢瀬地域包括支援センター	4,946人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	大槻町・逢瀬町	社会福祉法人 くわの福祉会
8 大成・大槻東地域包括支援センター	7,148人	6人	1人	1人	1人	1人	2人	6人	大成・大槻東	医療法人 舘グループ
9 安積地域包括支援センター	9,339人	8人	1人	1人	1人	1人	4人	8人	安積町	社会医療法人 あさかホスピタル
10 三穂田地域包括支援センター	1,492人	3人	2人			1人		3人	三穂田町	特定非営利活動法人 後藤至誠記念会
11 片平・喜久田地域包括支援センター	4,684人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	片平町・喜久田町	社会福祉法人 愛星福祉会
12 日和田・西田地域包括支援センター	4,172人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	日和田町・西田町	社会福祉法人 南東北福祉事業団
13 富久山地域包括支援センター	8,298人	7人	1人	1人	1人	1人	3人	7人	富久山町	一般財団法人 脳神経疾患研究所
14 湖南地域包括支援センター	1,575人	3人	2人			1人		3人	湖南町	一般財団法人 太田綜合病院
15 熱海地域包括支援センター	2,153人	3人	1人	1人		1人		3人	熱海町	一般財団法人 太田綜合病院
16 田村地域包括支援センター	5,625人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	田村町	医療法人 慈繁会
17 郡山東部・中田地域包括支援センター	5,400人	4人	1人	1人	1人	1人		4人	東部・緑ヶ丘・中田町	医療法人 共生会
合計	88,702人	79人	48人			17人	14人	79人		

直営

地域包括ケア推進課基幹包括支援係内に基幹型地域包括支援センターを設置。
保健師、社会福祉士、主任ケアマネの3職種を配置し、各地域包括支援センター間の総合調整や統括支援を行う。

※郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
第3条第3項により高齢者数6,000人以上の場合は1,000人につき
職員を1人増員とする。